

厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
分担研究報告書

改正健康増進法施行後も残された受動喫煙対策の課題（続）

研究分担者 岡本 光樹 岡本総合法律事務所 弁護士、元東京都議会議員

研究要旨

2018年7月「健康増進法の一部を改正する法律」が成立し、2020年4月1日に全面施行されたが、依然として受動喫煙防止・受動喫煙対策が不十分な点も残っている。昨年度に引き続き、改正法施行後の残された問題点や課題を検討した。

具体的には、以下のとおりである。

- ・昨年度指摘した問題点や課題の内10項目を、一覧できるよう図に整理した。また、その前年度に整理した各地の条例制定の方向性との関連性についても、同図において整理した。
- ・喫煙目的施設について、具体的な実例における実態を調査した。

本研究は、改正健康増進法の施行後五年経過時の「検討」に役立てることを目的としている。

A. 研究目的

2018年7月18日に国会で「健康増進法」の改正¹が可決・成立し、同月25日に公布され、2020年4月1日に全面施行された。もっとも、依然として、受動喫煙防止・受動喫煙対策が不十分な点も残っている。本研究報告書は、昨年度（「受動喫煙防止等のたばこ政策のインパクト・アセスメントに関する研究」班 令和3(2021)年度研究報告書141頁「たばこ政策導入における法的課題と推進方策の検討 ― 改正健康増進法施行後も残された受動喫煙対策の課題 ―」²。以下「筆者2021年度報告書」という。）に引き続き、残された問題点や課題を検討した。

なお、健康増進法の平成三〇年七月二五日法律第七八号の附則（以下、単に「附則」という。）第8条には、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定する。本研究報告書は、今後その「検討」にも資するものとする。

B. 研究方法

インターネットを利用して、各条例及び各種制度に関する情報収集を行った。（全てのURLの最終アクセス日：2023年5月16日）

¹ 厚生労働省 受動喫煙対策
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>

「健康増進法」の新旧対照条文
<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/196-14.pdf>

「健康増進法」の改正法の条文
<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/>

[dl/196-13.pdf](#)

² 厚生労働科学研究成果データベース（MHLW GRANTS SYSTEM）
https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/202109005A-buntan10_0.pdf

また、筆者自身の行動に基づいて情報収集を行った。

(倫理面への配慮)

本研究結果C.の1及び2は、既に公開されている情報の分析、検討及び考察に基づくものであり、倫理上の問題は発生しない。

本研究結果C.の3については、個人情報・プライバシーに関する情報や固有名詞や個別の連絡先情報などを削除・黒塗りし、これらに配慮した。

C. 研究結果

1、改正健康増進法の課題の整理

筆者2021年度報告書において指摘した改正健康増進法の問題点や課題の内10項目を、一覧できるよう図に整理した。内容は別紙図1³の通り。

なお、筆者2021年度報告書154頁の「D. 結論」に示した10点との対応関係は次のとおり。

2021年度報告書	本報告書 別紙図1
D-1	③④⑤
D-2	②
D-3	⑦
D-4	①
D-5	①
D-6	⑩
D-7	⑧⑨⑩
D-8	⑨
D-9	図1の外(他の施策や予算面)の課題である
D-10	⑥⑩

³ 厚生労働省 受動喫煙対策「健康増進法の体系」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>

D-1、飲食店に関して、「既存特定飲食提供施設」については法規制の対象が狭すぎるという問題がある。また、「喫煙可能室」又は「喫煙目的施設」の違法な運用にも問題がある。法令を改正すべきである。

D-2、議決機関(国会及び地方議会)の喫煙所は法改正の審議時から批判され、改正内容にも、罰則適用にも、課題がある。改めて、立法者が国民に範を示す法改正をすべきであるし、違反に対しては、保健所が罰則を適用すべきである。

D-3、喫煙室への20歳未満の立入り禁止に関して、実効性を強化すべく、管理権原者等への罰則の導入を検討すべきである。

D-4、病院・診療所の屋外喫煙場所について、「通常立ち入らない場所」という規定に曖昧さの問題があるし、罰則不適用のガイドラインにも課題がある。

D-5、学校等の屋外喫煙場所について、法律を補う条例の実効性は高く、条例制定の検討がなされるべきである。

D-6、家庭内・自動車内の受動喫煙を防止するため、引き続き法律・条例の実効性を高めていくことが課題として残っている。全国初の自動車内での罰則付きの喫煙禁止の条例制定も待望される。

D-7、路上禁煙条例等の適用外の屋外設置灰皿について、現行法の「配慮義務」以上に一層実効性を高める方策を検討する必要がある。

D-8、近隣住宅間の受動喫煙問題について、筆者2020年度報告書(近隣住宅)に詳しく述べた課題や政策提言がある。

D-9、喫煙所設置か禁煙支援かをめぐって、前者を推進する与党税制改正大綱には問題がある。FCTC たばこ規制枠組条約にそって、そもそも喫煙所設置(たばこ消費の維持)ではなく、禁煙(た

この図を基に、その上加筆。

ばこ消費の減少) を目指すべきである。
D-10、施行後五年経過後の検討では、その時点における加熱式タバコやサードハンドスモーク(残留タバコ化学物質)に関する科学的知見を踏まえ、また、これらに関する各自治体の特色ある条例についても参考にしつつ、検討すべきである。

また、同研究班の令和2(2020)年度研究報告書4の143頁「たばこ政策導入における法的課題と推進方策の検討 各地の受動喫煙防止条例の内容比較」⁵(以下「筆者2020年度報告書(条例)」という。)においてとりまとめた各地の受動喫煙防止条例について、改めて分類を整理するとともに、上記改正健康増進法との関連性を、同図1に整理した。

地方自治体の受動喫煙防止条例には6つの方向性が見られる。

<I> 飲食店等への罰則強化

東京都(知事)、千葉市、大阪府、秋田県、埼玉県

<II> 子どもに焦点をあてた条例

東京都、福山市、大阪府(左3つ議員提案)、名古屋市、寝屋川市、山形市、福島県、袋井市など。兵庫県は子ども同乗自動車内の喫煙に罰則を検討したが実現はしていない。

<III> 屋外の受動喫煙 公園や路上での喫煙禁止

<IV> 第1種施設の屋外喫煙所、第2種施設の屋内喫煙所を認めない

<第1種施設>

○保育所～高校の屋外喫煙所を認めず敷地内禁煙

：東京都・静岡県・広島県・北海道・兵庫県など

○行政機関の敷地禁煙：千葉市

○市庁舎、学校、病院の敷地内全面禁煙：苫小牧市

<第2種施設>

○駅・空港の喫煙室設置禁止：秋田県

○公共性高い第二種施設に喫煙室を設けない努力義務：山形県

<V> 加熱式タバコに対して規制・努力義務を加重

兵庫県、山形県、秋田県、豊橋市、多治見市

<VI> サードハンドスモークに言及 東京都、福山市、福島県

なお、筆者2021年度報告書144～145頁「(2)横断的整理・考察」に示したI～V項目との対応関係は次のとおり。

2020年度報告書 (旧分類)	本報告書別紙図1 (新分類)
I.	<I>
II.	<II>
III.	<III>
分類なし。 右に新たな分類を追加	<IV> を追加
IV.	<V>
V.	<VI>

2、改正健康増進法施行後の都内飲食店における禁煙・分煙・喫煙の割合

改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の全面施行後の都内飲食店における禁煙・分煙・喫煙の割合の概算を別紙図1中に示した。その内訳は次のとおり。

施設類型	東京都の調査 ⁶ (%)
------	-------------------------

⁴ 同上データベース
<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/146765>

⁵ 同上データベース
<https://mhlw->

grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/202009015A-buntan10.pdf

⁶ 東京都「飲食店における受動喫煙防止対策実態調査」

調査年		R2 ⁷	R2 ⁸	R3 ⁹	R4 ¹⁰
A	屋内禁煙	69.5	62.1	64.8	72.2
B	喫煙専用室設置	10.3	1.8	3.3	3.6
C	加熱式たばこ	3.5	1.2	1.0	1.6
D	喫煙可能	10.5	20.9	14.5	7.4
E	喫煙目的	5.6	3.1	5.9	4.8

3、喫煙目的店の実態

改正健康増進法下における「喫煙目的施設」の法的問題は、筆者 2021 年度報告書 145 頁以下に報告した。

飲食店の「喫煙目的施設」の要件は、次のとおりである。

- i. たばこの対面販売（出張販売を含む。）
- ii. 喫煙場所提供を主たる目的とし
- iii. 通常主食と認められる食事を主として提供するものを除く。

この度、上記 ii. の要件である「喫煙場所提供を主たる目的とし」に該当せず、また、上記 iii. の要件である「主食を主として提供する」の除外規定にも該当するのに「喫煙目的施設」を標榜する居酒屋を発見し、保健所へ通報した。

通報内容（個人情報・プライバシーに関する情報や固有名詞や個別の連絡先情報などを削除・黒塗り）を別紙 2 に示す。

その後、保健所から指導が行われたと思われるが、同店舗は、結局、店舗の屋外に「喫煙目的店の為、夜間の主食の提供は行っておりません。」との掲示を行い（2022 年 12 月 26 日確認）、喫煙目的店を変更することはしなかった。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/ken/sui/kitsuen/sanko/index.html>

なお、厚生労働省の「喫煙環境に関する実態調査」は以下に公表されている。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/168-1.html>

これは、上記要件の内、外形的に分かり易い「iii. 通常主食と認められる食事を主として提供するものを除く。」の違反のみを回避し、

「ii. 喫煙場所提供を主たる目的とし」の要件は依然みださず、違反したままであるのに、喫煙目的店を継続するものである。

しかしながら、保健所からの罰則適用はなされていないのが現状である。当該要件の該当性が曖昧であることから、保健所は罰則適用に躊躇しているものと思われる。

D. 考察

筆者 2021 年度報告書 148 頁に考察した通り、やはり「主たる目的」の文言が曖昧であるがゆえに、解釈に幅が生じてしまい、また、曖昧さゆえに、保健所による罰則適用も困難になっている。この喫煙目的施設の要件は、非常に曖昧で問題があるから、当該施行令を改正して、より明確化を図るべきである。

また、喫煙目的施設の要件に該当しているか否かについて、保健所による事前の判断はなされず、事後的な判断も情報収集が困難という制度の仕組みも問題である。喫煙目的施設の要件該当性を、事前に保健所が判断する許可制等に法律改正すべきである。現行法令下では、喫煙可能室が健康増進法施行規則（厚生労働省令）に基づく届出義務があるのに比べて、喫煙目的室は届出義務すらない。保健所が喫煙目的室について察知することができないまま、一部の業者による行政解釈と異なった実務運用が横行していることは非常に問題がある。

E. 健康危険情報

なし

⁷ 令和2年度第1回調査 インターネット調査

⁸ 令和2年度第2回調査 用紙送付・回収

⁹ 令和3年度 郵送

¹⁰ 令和4年度 郵送

F. 研究発表

1. 書籍発表

(共著) 横浜市医師会医学シリーズ「タバコに関する諸問題・最新の知見」～東京2020に向けて～ 岡本光樹『東京都の取り組み』

2. 学会発表

・第16回 日本禁煙学会学術総会 (WEB オンライン) 2022年10月29日 岡本光樹「改正健康増進法と各地の受動喫煙防止条例」

・タバコ問題首都圏協議会主催「2023 望年会」
2022年12月11日 岡本光樹「健康増進法・東京都受動喫煙防止条例に違反する飲食店の実態」

・第32回 日本禁煙推進医師歯科医師連盟学術総会 (北九州& Web 開催) 2023年月26日
シンポジウム1 岡本光樹「改正健康増進法と各地の受動喫煙防止条例」

G. 知的財産権の出願・登録状況

なし

改正健康増進法の体系



健康増進法違反の情報を提供し、
指導・命令等を求める申入書
(「喫煙目的店」標榜)

令和4年(2022年)10月6日

江東区健康部(保健所)
健康推進課がん対策・地域医療連携係 御中

情報提供者

〒101-0024
東京都千代田区神田和泉町1番地9の1
菱和パレス秋葉原駅前906
岡本総合法律事務所
弁護士 岡本 光樹

申入れの趣旨

下記施設(飲食店)は、健康増進法に違反していると疑われるので、貴庁において、指導・勧告・命令・過料処分等の適切な対応をなされたい。

対象施設

●●店
住所：江東区●●
電話：03-●●-●●
<https://●●>

なお、フランチャイズ本部は、●●株式会社(●区●● 電話番号:03-●●-●●)である。

違反事実

上記対象施設（飲食店）は、健康増進法第 28 条 7 号の「喫煙目的施設」の「政令で定める要件」（健康増進法施行令 4 条）を満たさないにもかかわらず（後述の法令解釈及び別紙 2 写真）、「喫煙目的店」を標榜し店舗出入口にその旨掲示（別紙 1 写真）し、店内で飲食客に喫煙をさせている（別紙 3 写真）。上記「喫煙目的施設」要件を満たさない場合、原則通り法 29 条、30 条及び 37 条（附則 4 条 1 項）等が適用されることになり、当該対象施設はこれらに違反しており、法 32 条、76 条 1 号、76 条 2 号（附則 4 条 3 項）が適用される。

また、過去に一時的に要件を満たしていた場合も、現状は法 35 条 4 項に違反しており、法 36 条・76 条 1 号が適用される。

また、上記対象施設は、公式ホームページ及び「HOT PEPPER グルメ」には、客席 140 席「全席禁煙」と表示させているが、「食べログ」においては 140 席「全席喫煙可」と表示されており、矛盾した広告・宣伝をしている。

<https://●●>

<https://●●>

<https://●●>

この点は、健康増進法 35 条 8 項に違反している可能性がある。

適用法令

健康増進法

第十条

3 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、その管轄区域内の国民健康・栄養調査の執行に関する事務を行う。

（定義）

第二十八条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

七 喫煙目的施設 多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設として政令で定める要件を満たすものをいう。

健康増進法施行令

(喫煙目的施設の要件)

第四条 法第二十八条第七号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。二 施設を利用する者に対して、たばこを販売する者によって、対面によりたばこを販売し、当該施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とし、併せて設備を設けて客に飲食をさせる営業（通常主食と認められる食事を主として提供するものを除く。）を行うものであること。

健康増進法

(特定施設等における喫煙の禁止等)

第二十九条 何人も、正当な理由がなくて、特定施設等においては、次の各号に掲げる特定施設等の区分に応じ、当該特定施設等の当該各号に定める場所（以下この節において「喫煙禁止場所」という。）で喫煙をしてはならない。

- 二 第二種施設 次に掲げる場所以外の屋内の場所イ 第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室の場所ロ 喫煙関連研究場所
- 三 喫煙目的施設 第三十五条第三項第一号に規定する喫煙目的室以外の屋内の場所

(特定施設等の管理権原者等の責務)

第三十条 特定施設等の管理権原者等（管理権原者及び施設又は旅客運送事業自動車等の管理者をいう。以下この節において同じ。）は、当該特定施設等の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない。

(特定施設等の管理権原者等に対する指導及び助言)

第三十一条 都道府県知事は、特定施設等の管理権原者等に対し、当該特定施設等における受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言をすることができる。

(特定施設等の管理権原者等に対する勧告、命令等)

第三十二条 都道府県知事は、特定施設等の管理権原者等が第三十条第一項の規定に違反して器具又は設備を喫煙の用に供することができる状態で設置しているときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、当該器具又は設備の撤去その他当該器具又は設備を喫煙の用に供することができないようにするための措置をとるべきことを勧告することができる。

- 3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた特定施設等の管理権原者等が、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(喫煙目的室) 第三十五条

- 4 喫煙目的室が設置されている喫煙目的施設（以下この節において「喫煙目的室設置施設」という。）の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設が第二十八条第七号の政令で定める要件を満たすように維持しなければならない。
- 6 喫煙目的室設置施設（喫煙目的室において客に飲食をさせる営業が行われる施設その他の政令で定める施設に限る。以下この項及び第八項において同じ。）の管理権原者は、帳簿を備え、当該喫煙目的室設置施設の第二十八条第七号の政令で定める要件に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。
- 7 喫煙目的室設置施設の管理権原者等は、二十歳未満の者を当該喫煙目的室設置施設の喫煙目的室に立ち入らせてはならない。
- 8 喫煙目的室設置施設の管理権原者等は、当該喫煙目的室設置施設の営業について広告又は宣伝をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該喫煙目的室設置施設が喫煙目的室設置施設である旨を明らかにしなければならない。

(喫煙目的室設置施設の管理権原者に対する勧告、命令等)

第三十六条 都道府県知事は、喫煙目的室設置施設が第二十八条第七号の政令で定める要件を満たしていないと認めるときは、当該喫煙目的室設置施設の管理権原者に対し、当該喫煙目的室設置施設の喫煙目的室において掲示された喫煙目的室標識及び当該喫煙目的室設置施設において掲示された喫煙目的室設置施設標識を直ちに除去し、又は当該喫煙目的室設置施設が同号の政令で定める要件を満たすまでの間、当該喫煙目的室設置施設の供用を停止することを勧告することができる。

- 4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた喫煙目的室設置施設の管理権原者が、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該管理権原者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(標識の使用制限)

第三十七条 何人も、次に掲げる場合を除き、特定施設等において喫煙専用室標識、喫煙専用室設置施設等標識、喫煙目的室標識若しくは喫煙目的室設置施設標識（以下この条において「喫煙専用室標識等」と総称する。）又は喫煙専用室標識等に類似する標識を掲示してはならない。

- 二 喫煙目的施設の管理権原者が第三十五条第二項の規定により喫煙目的室標識を掲示する場合又は同条第三項の規定により喫煙目的室設置施設標識を掲示する場合

(立入検査等)

第三十八条 都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、特定施設等の管理権原者等に対し、当該特定施設等の喫煙禁止場所における専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備の撤去その他の受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、特定施設等に立ち入り、当該措置の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者

に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第三十二条第三項、第三十四条第三項又は第三十六条第四項の規定に基づく命令に違反した者
- 二 第三十三条第三項、第三十五条第三項又は第三十七条の規定に違反した者

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第三十五条第六項の規定による帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- 二 第三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

（標識の使用制限に関する経過措置）

第四条 何人も、新法第三十七条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる場合を除き、新法第二十七条第一項に規定する特定施設等（次条第二項において「特定施設等」という。）において新法第三十三条第二項に規定する喫煙専用室標識（以下この条において「喫煙専用室標識」という。）、新法第三十三条第三項に規定する喫煙専用室設置施設等標識（以下この条において「喫煙専用室設置施設等標識」という。）、新法第三十五条第二項に規定する喫煙目的室標識（以下この条において「喫煙目的室標識」という。）、新法第三十五条第三項に規定する喫煙目的室設置施設標識（以下この条において「喫煙目的室設置施設標識」という。）、附則第二条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第二項に規定する喫煙可能室標識（以下この条において「喫煙可能室標識」という。）、附則第二条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第三項に規定する喫煙可能室設置施設標識（以下この条において「喫煙可能室設置施設標識」という。）、前条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第二項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識（以下この条において「指定たばこ専用喫煙室標識」という。）若しくは前条第一項の規定により読み替えられた新法第三十三条第三項に規定する指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識（以下この条において「指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識」という。）（以下この条において「喫煙専用室標識等」と総称する。）又は喫煙専用室標識等に類似する標識を掲示してはならない。

二 新法第二十八条第七号に規定する喫煙目的施設の管理権原者が新法第三十五条第二項の規定により喫煙目的室標識を掲示する場合又は同条第三項の規定により喫煙目的室設置施設標識を掲示する場合

2 何人も、新法第三十七条第二項の規定にかかわらず、次に掲げる場合を除き、喫煙専用室標識等を除去し、又は汚損その他喫煙専用室標識等の識別を困難にする行為をしてはならない。

二 新法第三十五条第四項に規定する喫煙目的室設置施設の管理権原者が同条第九項の規定により喫煙目的室標識を除去する場合、同条第十項の規定により喫煙目的室設置施設標識を除去する場合又は新法第三十六条第一項若しくは第二項の規定による勧告若しくは同条第四項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙目的室標識及び喫煙目的室設置施設標識を除去する場合

3 前二項の規定に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

行政による法令解釈

厚生労働省健康局長通知（健発 0222 第 1 号 平成 31 年 2 月 22 日）「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（受動喫煙対策） <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000483545.pdf>

- (2) 喫煙を主たる目的とするバー、スナック等たばこの対面販売（出張販売を含む。）をしており、施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とし、併せて設備を設けて客に飲食をさせる営業（「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く。）を行うものであること。
- ① 「対面販売」とは、たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 22 条第 1 項の製造たばこ小売販売業の許可を得た者が営業を行う場所又は第 26 条第 1 項の出張販売の許可を受けた場所においてたばこを販売する者によって購入者に対して、たばこを販売することをいい、自動販売機のみによるたばこの販売はこれに該当しないものであること。
- ② 「主食」とは、社会通念上主食と認められる食事をいい、米飯類、パン類（菓子パン類を除く。）、麺類、ピザパイ、お好み焼き等が主に該当するものであるが、主食の対象は各地域や文化により異なるものであることから、実情に応じて判断するものであること。

厚生労働省 なくそう！望まない受動喫煙。マナーからルールへ 各種喫煙室早わかり

https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/smoking_room/

「飲食や遊技等、喫煙以外の行為を主な目的とする施設は喫煙目的施設に該当せず、喫煙目的室を設置することはできません」

東京都福祉保健局

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kensui/tokyo/kosshian_FAQ_9.html#QA52

A52 「一般的な居酒屋やレストラン等『食事の提供を主目的とする飲食店』は含まれません。」

A56 「食事が主目的となる飲食店＝一般的な居酒屋・・・は、喫煙目的施設の要件を満たさないということになります。」

Q52 喫煙目的室とは… 《要件と留意事項》

A52

【要件】

「喫煙を主目的とする施設」である必要があります。一般的な居酒屋やレストラン等「食事の提供を主目的とする飲食店」は含まれません。

①たばこの対面販売（出張販売含む）（Q54参照）を行っている
②通常主食と認められる食事（Q55～Q56参照）を主として提供していない

【書類の保管】

喫煙目的施設の要件であるたばこ販売許可に関する書類が必要です（Q57参照）。

【留意事項】

お店の宣伝・広告をする場合には、喫煙目的室を設置していることを明らかにする必要があります。

Q55 喫煙目的室の要件である「主として主食を提供していない」の「主食」とは…

A55

社会通念上主食と認められる食事。例として、米飯類、パン類（菓子パン類を除く）、麺類、ピザパイ、お好み焼き等が挙げられます。喫煙目的室が設置できる喫煙目的施設は、飲食ではなくあくまでも喫煙が主目的であるため、“通常主食と認められる食事を主として提供する飲食店を除く”とされています。ただし、シガーバー等がランチ営業をしている場合に、ランチ営業時間のみの主食の提供は妨げないとされています。また、自前で調理をしない出前や電子レンジで加熱するだけのものは「通常主食と認められる食事を主として提供すること」にはあたりません。

Q56 「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く」の「主として提供するもの」の意味は…

A56

例えば、メニュー上、主食の占める割合が●割以上という割合をもって「主として提供」か否かを判断するものではなく、主食にあたるものを含む食事のメニューを提供し飲食させることが目的の飲食店である（喫煙目的ではない）という意味です。よって、通常主食と認められる食事を主として提供するもの（＝食事が主目的となる飲食店＝一般的な居酒屋やレストラン等）は、喫煙目的施設の要件を満たさないということになります。

なお、ランチ営業の時間のみ主食にあたるものを含む食事のメニューを提供することは可能です（「主として提供」には含まれないため）。

東京都福祉保健局保健政策部健康推進課事業調整担

～ 受動喫煙防止対策に関する飲食店の皆様へ ～

『喫煙目的施設』は、飲食や遊技等を目的とした施設は該当しません

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kensui/tokyo/file/mokutek_ishisetsutyuuikanki.pdf

「■ ご注意ください！」

一部の業者が、「たばこの出張販売の許可をとれば喫煙目的施設になれる（＝全ての客席で喫煙ができる店のままでいられる）」などの説明とともに、出張販売の手続きを代行するなどして、飲食店に、喫煙目的施設となることを勧めているという例が、複数報告されています。

上記のとおり、飲食や遊技等を目的とした施設は、喫煙目的施設に該当しません。たばこの出張販売の手続きを行えば喫煙目的施設になれるものでもありませんので、ご注意ください。出張販売の許可は、喫煙目的施設の許可ではありません。

その他

当職は厚生労働科学研究の研究分担者として、貴庁及び対象施設の対応について、匿名化するなど個人情報に配慮した上で、厚生労働省に報告するとともに公表させていただく場合があります。

添付資料

①厚生労働省 令和元年7月 「改正健康増進法の施行业務に係るガイドライン（例）」 抜粋

②東京都福祉保健局保健政策部健康推進課事業調整担

～ 受動喫煙防止対策に関する飲食店の皆様へ ～

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kensui/tokyo/file/mokutek_ishisetsutyuuikanki.pdf

③当職作成 厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）「受動喫煙防止等のたばこ政策のインパクト・アセスメントに関する研究」班 分担研究報告書「改正健康増進法施行後も残された受動喫煙対策の課題」 抜粋

以上

(飲食店)における「喫煙目的室設置施設標識」の掲示

店舗の出入口(二階)の外側壁面の写真

「喫煙目的店」を標榜・掲示し、「禁煙席の数は少なく、数に限りがあります」等と掲示している。(2022年9月9日及び同月18日に確認) 本来は健康増進法に則り、原則として全席禁煙でなければならない(加熱式タバコの例外あり)。



対象施設（飲食店）における「喫煙目的室設置施設標識」の掲示

店舗の出入口（二階）の写真

「喫煙目的店」を標榜し掲示している。

（2022年9月9日及び同月18日に確認）



対象施設（飲食店）における「主食」の提供

メニューの写真

- ・明太うどん 499円 ・そば 499円
 - ・ナポリタンスパゲッティ 499円 ・ガーリックチャーハン 499円
 - ・ご飯セット 299円、399円、249円 ・焼きそば 499円
 - ・ピザ 2種類 599円、699円
-
- ・手巻き寿司 5種類 299円、359円
 - ・ねぎとろ巻き寿司 599円
 - ・握り寿司 399円、599円、799円

このように、明らかに「主食」を提供している。（2022年9月9日及び同月18日に確認）なお、客席には灰皿が喫煙の用に供することができる状態で設置してある。



対象施設（飲食店）における「主食」の提供

メニュー及び提供飲食物の写真

メニューの中から、「明太うどん」及び「握り寿司」を注文し、実際に「主食」が提供されていることを確認した。（2022年9月18日夜に確認。ランチ営業の時間ではない。）

同店舗が、「主食にあたるものを含む食事のメニューを提供し飲食させることが目的の飲食店である（喫煙目的ではない）」ことは明らかである（本文6頁QA56参照）。



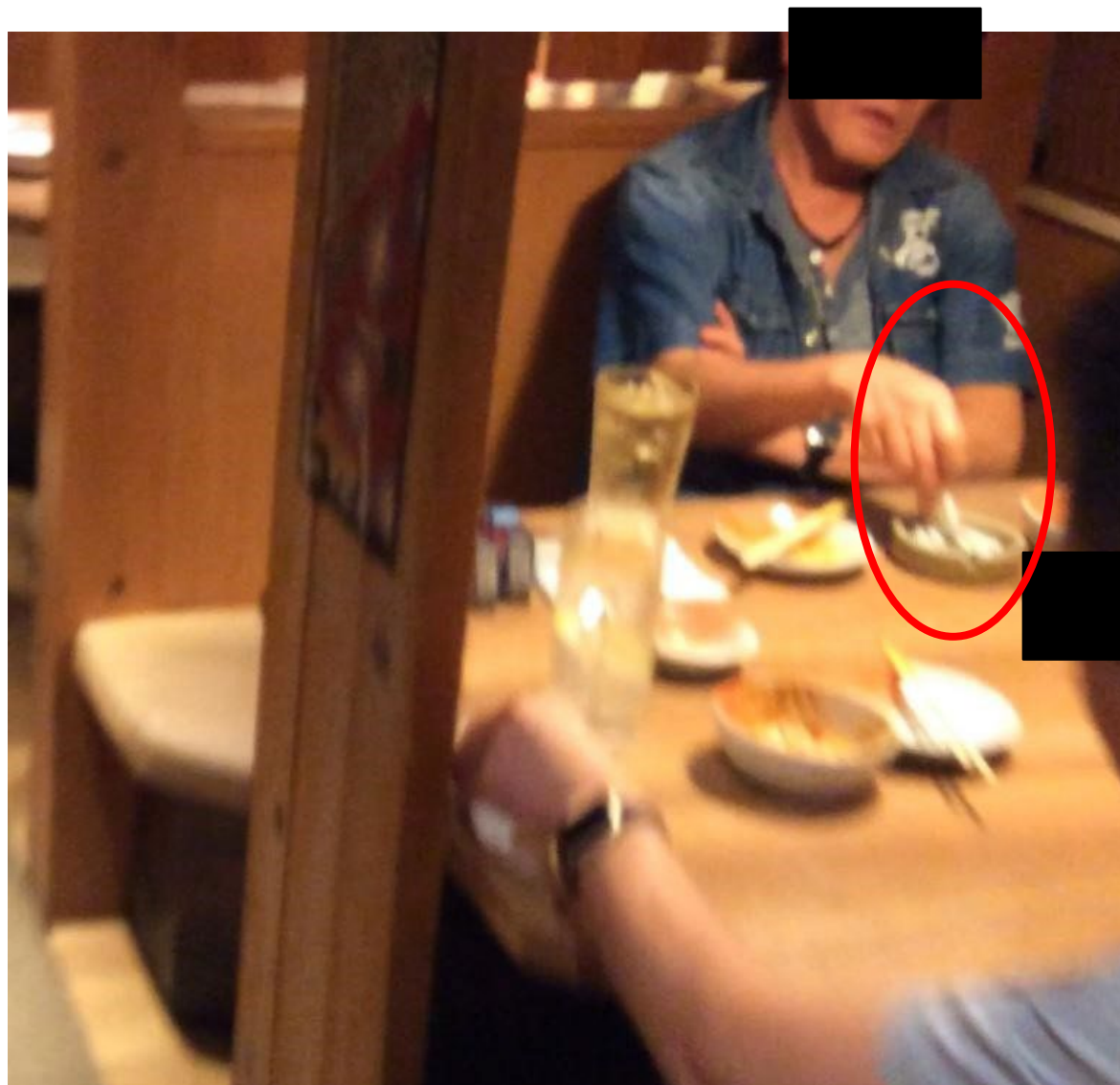
なお、客席には灰皿が喫煙の用に供することができる状態で設置してある。

対象施設（飲食店）における喫煙状況

客席には灰皿が喫煙の用に供することができる状態で設置しており、実際に複数の客に喫煙をさせている状況を確認した。

（2022年9月9日及び同月18日に確認）

写真は9月18日撮影。



対象施設（飲食店）における喫煙状況

同上。



以上